

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 6. 9

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

在外選挙権者を対象にする選挙運動方法

- ◎ 在外選挙権者を対象にする選挙運動は公職選挙法で定めた方法に限り行えます。

“選挙運動”というのは当選したり、当選するようにしたり、当選しないようにするための行為を言い、“選挙運動期間”というのは候補者登録締め切り日の翌日から、選挙日前日までを言います。この期間以外は選挙運動ができません。在外選挙権者を対象にする選挙運動は「公職選挙法」第218条の14(国外選挙運動方法に関する特例)で定めた方法に限り行うことができ、これに違反して選挙運動をした者は3年以下の懲役または600万ウォン以下の罰金を支払うことになります。

※在外選挙権者対象の選挙運動方法(公職選挙法第218条の14)

方法	主体	期間	内容
①情報通信網を利用した選挙運動	選挙運動ができる者	選挙運動期間中	インターネットのホームページまたはその掲示板・チャットルームなどに選挙運動のための内容の情報を掲示する方法などができる
②電話を利用するなど口頭による選挙運動	選挙運動ができる者	選挙運動期間中	内容の制限はないが、虚偽事実の公表や候補者などを誹謗してはならない
③国内衛星放送施設を利用した放送広告・放送演説	候補者または政党など	選挙運動期間中	所属政党の政治綱領・政策や候補者の政見その他の広報に必要な事項をテレビおよびラジオ放送施設を利用して実施することができる
④インターネット広告	候補者または政党など	選挙運動期間中	インターネット報道機関のインターネットホームページに選挙運動のための広告が可能であるが、広告根拠と広告主名を表記しなければならない
⑤インターネットのホームページを利用した選挙運動	候補者または候補者になろうとする者	期間の制限無し	自身が開設したインターネットのホームページに限り選挙運動ができる

選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています